

## 特殊車両の取締りを実施！ ～国道6号・49号～

磐城国道事務所では、特殊車両による交通事故の防止と道路構造の保全を図ることを目的として、7月1日と15日にいわき中央警察署・いわき南警察署と合同で、特殊車両の指導取締りを実施しました。

いわき市内での特殊車両の指導取締りは、これまで国道6号においては定期的に行ってききましたが、今年は国道49号においても実施しました。



指導取締りの状況



高さの測定状況



重量の測定状況

	6号	49号	合計
検査車両	11台	8台	19台
違反車両	5台	3台	8台

約4割が違反車両

今後も違反車両の指導取締りを実施し、法令遵守の意識の徹底を図り、道路舗装・構造物の保全と交通の危険防止に努めます。

### ◎特殊車両通行許可制度

道路法では、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めております（一般的制限値）。この基準を1つでも超えた場合は特殊車両となり、道路を通行することを原則的に禁止しております。

これは、道路が一定の基準の車両が安全・円滑に通行できるようつられており、この基準を超える車両は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるからです。

しかし、実際の社会・経済活動においては、やむを得ず基準を超える車両を通行させる必要が生じる場合があります。

そこで、車両の構造又は貨物の特殊性を審査し、道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するために必要な条件を道路管理者が付して、車両の通行を許可することとしております（特殊車両通行許可制度）。

### ◎一般的制限値

この基準を1つでも超えると特殊車両となります

車両の諸元	一般的制限値（最高限度）
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（高さ指定道路の場合は4.1m）
重さ	総重量 20.0t（高速自動車道・重さ指定道路の場合は最大25tまで）
	軸重 10.0t
	隣接軸重 18.0t（隣り合う車軸の軸距が1.8m未満）
	19.0t（隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下）
輪荷重	20.0t（隣り合う車軸の軸距が1.8m以上）
最小回転半径	5.0t
	12.0m

## 歩道整備・越波対策の意見交換会を開催！ ～国道6号久之浜町田之網地区～

磐城国道事務所では、安全・安心な歩行空間の整備と路面の冠水による通行障害の解消を図るため、国道6号久之浜町田之網地区の歩道整備及び越波対策について、地元住民の意見を反映した計画の検討を重ねて参りました。

7月14日に、前回の意見交換会（昨年12月24日に開催）の内容をふまえて検討した計画内容について、地元住民と2回目の意見交換会を行い、歩道整備の計画内容について了承を得ました。

### 田之網地区の現況

- 歩道が狭く、海側の歩道が未整備
- 越波による通行止めが発生



海側の歩道が未整備



越波の状況 (H18.10)

### 第2回意見交換会



### 意見交換会で了承された計画内容

- ①安全・安心な歩行空間の整備  
歩道を両側に設置（幅員2.5m）
- ②波浪による越波対策  
波返し擁壁と消波ブロックの設置
- ③海水浴時の利便性向上  
海岸への昇降階段を2箇所設置

今後、関係機関との協議を進め、本年度中に着工する予定です。



国土交通省  
東北地方整備局

～いわき市内の国道6号・49号の維持・管理はこちらです～

磐城国道事務所 平維持出張所

住所：いわき市自由ヶ丘62-26  
電話：0246-28-0644